

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は弥富中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は生徒の活動を自治的に行ない、生徒相互の協力によって学校生活の進歩向上をはかることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本校生徒のすべてをもって本会の会員とする。

第4章 総会

第4条 総会は本会の最高機関である。

第5条 総会は必要に応じて会長によって招集され、開会される。

第6条 総会は会員の4分の3以上の出席を要し、特に定められた場合を除いて過半数により議決される。

第5章 生徒議会

第7条 生徒議会は各学級で選挙された代表議員男女各1名で構成する。ただし必要に応じて全委員の招集を求めることがある。

第8条 生徒議会は総会の代行機関であり、本会の目的を達成するのに必要な権限が与えられる。

第9条 提案されたものは全議員の過半数により議決される。

第10条 生徒議会は議員定数の3分の2を必要定員数とする。

第11条 議員の任期は選任された期間内とするが、再選してもよい。

第12条 生徒議会は月2回程度に定例議会が開会される。ただし必要に応じて臨時生徒議会を開くことができる。

第13条 生徒議会は議事進行研究運営等のために特別委員会を設けることができる。

第14条 生徒議会の決定事項は会長が学校長の承認を受けて議員が各学級に伝達してそれを徹底する。

第6章 役員

第15条 本会は次の役員をおく。

会長 1名、副会長 男女各1名、書記 男女各1名、各委員長（以上を生徒会の執行部員とする。）

第 16 条 前条のうち会長・副会長・書記（以下三役という）および各委員長は全校生徒の中から、全校生徒によって選出決定される。議長は三役が指名し、議会の承認を得て決定する。役員選出による議員の欠員はそのクラスにおいて補選する。

第 17 条 選挙に関する規定は別に定める。

第 18 条 役員の任期は半年間とし、改選の時期は 3 月と 10 月とする。

第 19 条 会長は生徒会の首長であり議会および総会などの集会を統括する。

第 20 条 副会長は会長不在または執務不能の場合これに代わる。

第 21 条 書記は生徒会関係の帳簿の記録及びその保管に当る。

第 22 条 役員は無記名投票により議員定数の 3 分の 2 以上によりリコールされた時は辞任しなければならない。

第 7 章 委 員 会

第 23 条 本会は各種委員会を設置する。（環境・給食・広報・生活・体育・文化・放送・保健の 8 委員会をおく）

第 24 条 委員会は各学級で選ばれた代表委員男女各 1 名で構成する。ただし広報委員会・放送委員会・保健委員会・給食委員会は、1 名で構成される。

第 25 条 委員会はおののちに委員長・副委員長をおく。

第 8 章 顧 問 教 員

第 26 条 本会は顧問教員若干名をおく。顧問教員はあらゆる議会に出席して助言をするがすべての議事においては 1 票の議決権もない。

第 9 章 最 高 決 定 権

第 27 条 学校長は生徒会のどんな問題に対しても最高の決定権をもつ。

第 10 章 修 正

第 28 条 本会則の修正案は書式にされて生徒議会に提案される。提案された修正案は議員定数の 3 分の 2 以上により可決されたうえ全会員の 4 分の 3 以上が承認し、更に学校長がこれを承認して成立する。

第 11 章 会 則 承 認

第 29 条 本会則は学校長により認可され、全会員と全教員の 4 分の 3 以上により承認されれば直ちに施行する。

附則 本会会則は校外活動を通学団の組織のもとで内規にもとづいて行なう。

以上

弥富中学校生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は弥富中学校生徒会役員選挙を行う場合に適用する。

第2条 前条の選挙は全校の生徒が平等に参加する総会を持つ直接、無記名の投票によって行う。

第3条 役員選挙は毎年前期を前年度3月中旬とし、後期を10月中旬とする。補欠選挙はその必要が生じたときに行う。

第2章 管理委員会

第4条 選挙を行なう必要が生じたときは、その事務を円滑に処理するため管理委員会を設ける。

第5条 管理委員会は各クラスから選出された管理委員（各クラス1名）で構成し、その任務が終わったときは直ちに解散する。

第6条 管理委員会はつぎのを行なう。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補届の受付と発表
- 3 投票および開票の立会人
- 4 選挙結果の発表
- 5 その他選挙に必要な事項

第7条 選挙の告示は、毎年2月と9月とする。